

平成21年度 第1回京都市上下水道事業経営評価審議委員会

次 第

開 催 日 平成21年8月24日（月）
開催時間 午後2時00分～午後4時00分（終了予定）
開催場所 京都 JA 会館5階 505会議室

1 開会

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 京都市あいさつ
- (3) 委員及び上下水道局出席者の紹介
- (4) 委員会設置要綱について
- (5) 委員長・副委員長の選任
- (6) 委員長あいさつ
- (7) 会議の公開について

2 上下水道事業の説明

- (1) 上下水道事業の概要について
- (2) 上下水道局における計画の体系について
- (3) 経営評価制度について

3 今後の予定

4 閉会

配付資料

次第

出席者名簿

配席図

- 資料1 京都市上下水道事業経営評価審議委員会設置要綱
- 資料2 京都市上下水道事業経営評価審議委員会委員名簿・プロフィール
- 資料3 京都市上下水道事業経営評価審議委員会の会議の公開に関する要領
- 資料4 関連する規定等について
- 資料5 上下水道事業の概要ほか（Power Point 資料）

平成 21 年度 第 1 回京都市上下水道事業経営評価審議委員会出席者名簿

◆ 審議委員会委員

(五十音順, 敬称略)

氏名	役職等
えちご しんや 越後 信哉	京都大学准教授 (大学院工学研究科)
おそだ みほ 襲田 美穂	上下水道サポーター ※
こばやし ゆか 小林 由香	税理士
つざき けいこ 津崎 桂子	社団法人京都私立病院協会事務局長
にしむら ふみたけ 西村 文武	京都大学准教授 (大学院工学研究科)
みずたに ふみとし 水谷 文俊	神戸大学教授 (大学院経営学研究科)

※ 上下水道サポーターは, 上下水道事業の運営やサービス向上に資する意見や提案をしていただく上下水道モニター (毎年度, 市民の皆様から公募。任期は当該年度) として御活動いただいた方のうち, 引き続き, 上下水道事業への御協力を希望された方です。

◆ 事務局

上下水道局総務部総務課

◆ 京都市

京都市公営企業管理者上下水道局長

上下水道局次長

技術長

総務部長

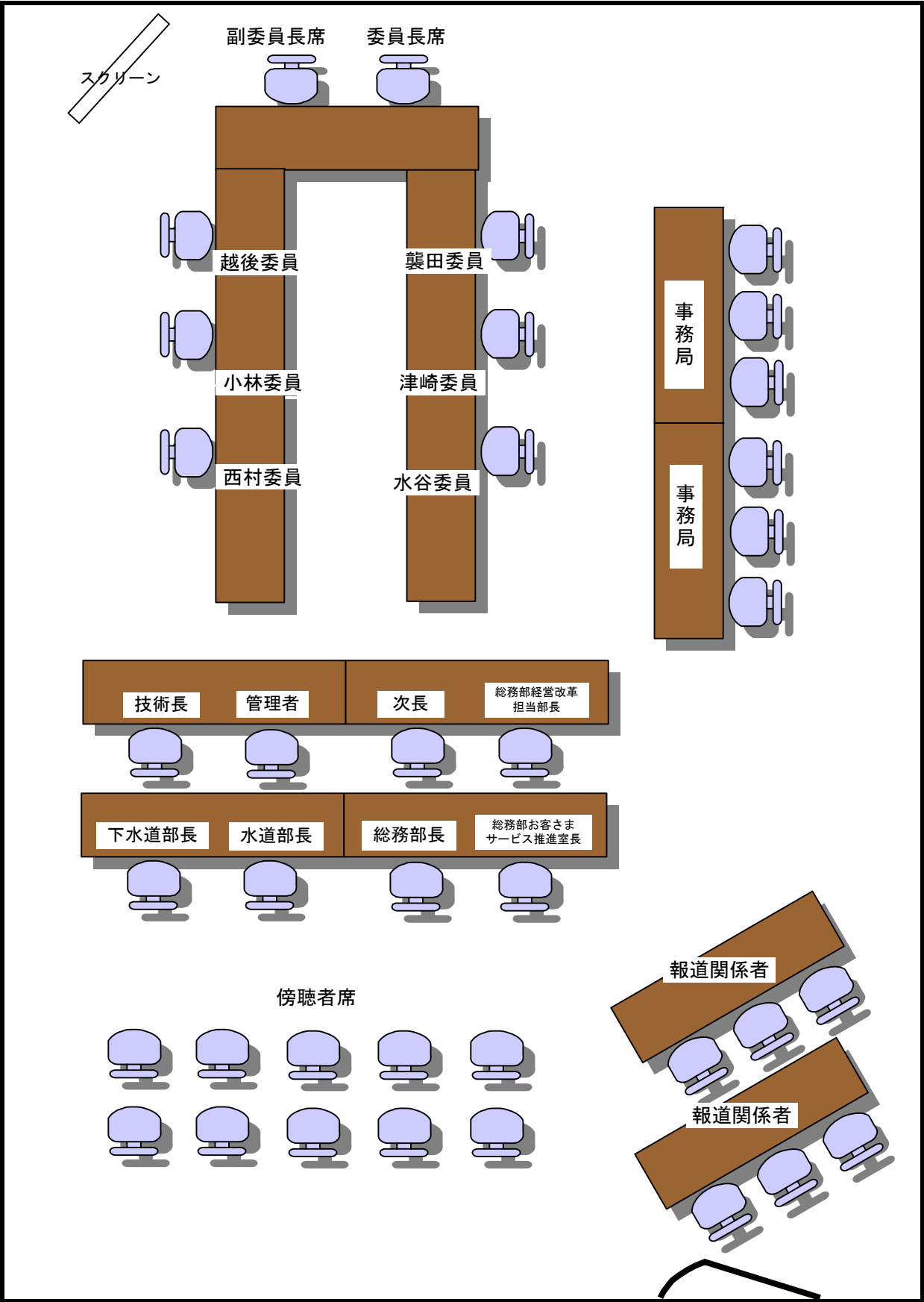
総務部経営改革担当部長

総務部お客さまサービス推進室長

水道部長

下水道部長

平成21年度 第1回京都市上下水道事業経営評価審議委員会配席図



京都市上下水道事業経営評価審議委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項に規定する委員会として、京都市上下水道事業経営評価審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第9条の規定に基づき実施する上下水道事業経営評価（以下「経営評価」という。）の制度の充実に向けた提案
- (2) 経営評価の手法についての助言及び提案
- (3) 自己評価の方法及び実施過程への助言
- (4) その他別に定める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道局総務部総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月31日から実施する。

京都市上下水道事業経営評価審議委員会委員名簿・プロフィール

(五十音順, 敬称略)

氏 名	役 職 等
<学識：水道工学> えち ご しん や 越 後 信 哉	京都大学准教授（大学院工学研究科）専門：都市社会工学
<市民代表> おそ だ み ほ 襲 田 美 穂	上下水道サポーター(左京区在住・主婦)
<税理士等> こ ばやし ゆ か 小 林 由 香	税理士，京都市情報公開制度運営審議委員会・京都市包括外部監査人補助者
<民間有識・大口使用者> つ ざき けい こ 津 崎 桂 子	社団法人京都私立病院協会事務局長
<学識：下水道工学> にし むら ふみ たけ 西 村 文 武	京都大学准教授（大学院工学研究科）専門：都市環境工学
<学識：公益事業論> みず たに ふみ とし 水 谷 文 俊	神戸大学教授（大学院経営学研究科）専門：公益事業論

京都市上下水道事業経営評価審議委員会の会議の公開に関する 要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道事業経営評価審議委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者

(4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。
- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成21年7月31日から実施する。

○ 関連する規定等について

① 京都市上下水道事業経営評価審議委員会設置要綱第 2 条第 4 号に規定する別に定める事項について

京都市上下水道事業経営評価審議委員会設置要綱第 2 条第 4 号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 京都市上下水道局企業改革プログラムの進ちょく状況の点検及び評価
- (2) 次年度の事業内容についての提言

② 上下水道局経営戦略及び経営評価委員会運営要綱（抄）

（設置）

第 1 条 上下水道事業の経営戦略における計画等の策定及び経営評価における自己評価を行うため、上下水道局に上下水道局経営戦略及び経営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 上下水道事業における経営戦略に係る計画等の策定に関すること。
- (2) 上下水道事業における経営評価に係る自己評価に関すること。
- (3) 上下水道事業における経営評価に係る第三者評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要であると認める事項に関すること。

③ 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（抄）

（特定分野の評価）

第 9 条 次の各号に掲げる実施機関は、当該各号に掲げる市政の特定の分野に関する行政評価を当該行政評価の対象の特性に応じ実施するものとする。

- (1) 市長及び別に定める実施機関 別に定める公共事業
- (2) 交通局長 交通事業
- (3) 上下水道局長 上下水道事業
- (4) 教育委員会（教育委員会が所管する学校の校長及び園長を含む。） 別に定める

第 11 条 本市の政策及び施策の評価並びに事務事業の評価について、調査し、及び審議するため、それぞれ委員会を置く。

- 2 第 9 条に規定する行政評価について、調査し、及び審議するため、それぞれ委員会を置くことができる。
- 3 委員会は、それぞれ委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 委員会の委員は、当該委員会の所管事項に関し優れた識見を有する者その他当該

委員会の所管に係る行政評価を実施する実施機関が適当と認める者のうちから、当該実施機関が委嘱し、又は任命する。

- 5 委員の任期は、3年以内において当該委員会の所管に係る行政評価を実施する実施機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

④ 京都市市民参加推進条例（抄）

（審議会等の会議の公開）

- 第7条 審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体（以下「審議会等」という。）の会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。
- 2 審議会等の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。
 - 3 第1項の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

⑤ 京都市市民参加推進条例施行規則（抄）

（審議会等の会議を非公開とする場合）

- 第3条 市民参加推進条例第7条第1項ただし書に規定する別に定める場合は、条例の規定により審議会等の会議が非公開とされている場合とする。
- 2 市長等は、市民参加推進条例第7条ただし書の規定により審議会等の会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

⑥ 京都市情報公開条例（抄）

（公文書の公開義務）

- 第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号の一に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - (2) 法人（本市、国及び他の地方公共団体並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該

個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

- (3) 法人等又は個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

- (5) 本市等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監督、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は本市、国及び他の地方公共団体に準じる団体に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (7) 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により明らかに公開することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から公開してはならない旨の個別的かつ具体的な指示（地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。）がある情報

1 上下水道事業の概要

(1) 上下水道事業

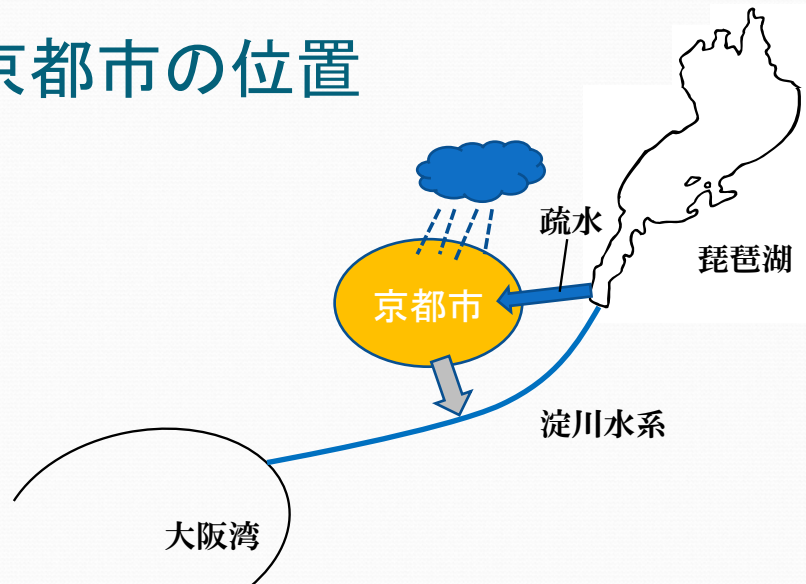
(2) 上下水道局

京都市上下水道事業経営評価
審議委員会事務局

(1) 上下水道事業

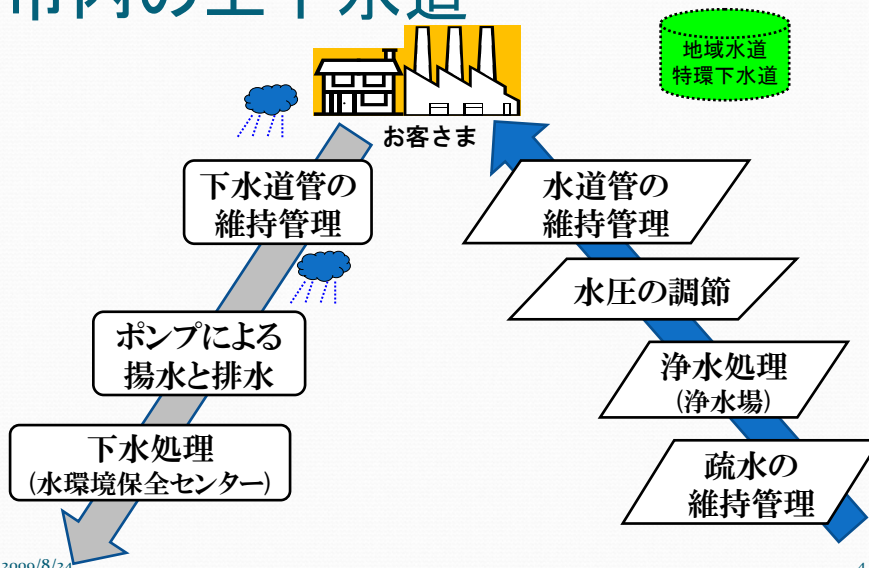
京都市の位置
市内の上下水道
事業の内容

京都市の位置



3

市内の上下水道



4

事業の内容(水道)

- **疏水の維持管理** ⇒ 疏水運河や関連施設を管理し、琵琶湖の水を取り入れる。
- **浄水処理(浄水場)**
 - 消毒の薬や細菌等を固める薬を入れ、かき混ぜる。(薬品混和池)
 - 細かいにごりや細菌を大きな固まりにして沈める。(ちんでん池)
 - 沈んでいないにごりを砂の間を通して、こす。(急速ろ過池)
 - 塩素を入れて消毒する。(塩素混和井)
- **水圧の調節** ⇒ 配水池の高さや加圧・減圧設備を活用し、適切な水圧に調節した水をお客さまの元にお届けする。
- **水道管の維持管理** ⇒ 水道管や関連施設を管理し、お客さまの元に安定して確実に水をお届けする。

2009/8/24

5

事業の内容(下水道)

- **下水道管の維持管理**
 - ⇒ 下水道管や関連施設を管理し、水環境保全センター等まで確実に下水を流す。
- **ポンプによる揚水と排水**
 - ⇒ 下水道管の途中で、必要に応じてポンプによる揚水を行い、自然の傾斜を利用して下水が流れるようにする。また、雨水については、必要な箇所でポンプを用いて河川に排水する。
- **下水処理(水環境保全センター)**
 - 浮いている小さなゴミや泥を沈める。(最初ちんでん池)
 - 微生物を混ぜて空気を吹き込み、汚れを分解する。(反応タンク)
 - 汚れを分解する微生物を沈める。(最終ちんでん池)
 - 塩素に接触させて消毒する。(塩素接触タンク)

2009/8/24

6

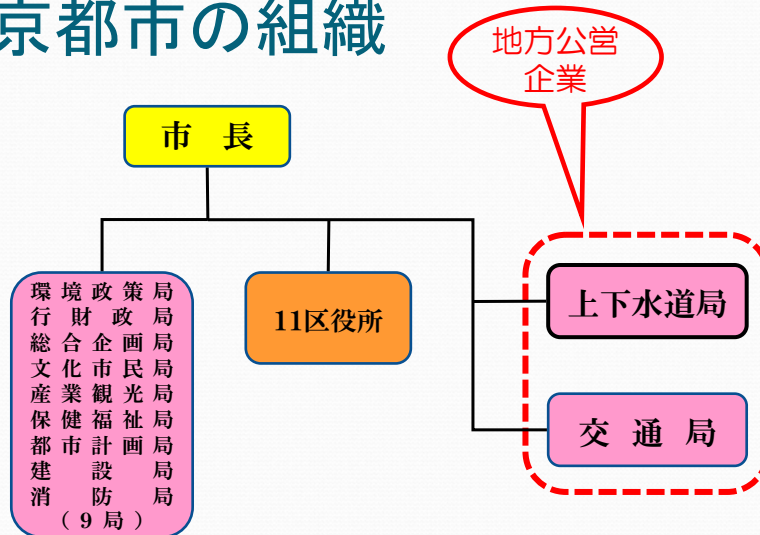
事業の内容(水質管理, お客さま対応)

- **水質管理** ⇒ 水質に関する検査や監視, 状況把握など広範囲に水質の管理を行い, 安心して飲める水道水の供給と望ましい水環境の創出を支える。
- **お客さま対応** ⇒ 水道料金や下水道使用料を算定し, お客さまから収納することにより, 上下水道事業の収入を支える。
電話や窓口において, お客さまからの上下水道の使用に関する申込みやお問い合わせに対応し, 充実したお客さまサービスを提供する。

(2) 上下水道局

京都市の組織
地方公営企業
事業内容・規模
水量の推移
収支の状況

京都市の組織



2009/8/24

9

地方公営企業

- 地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業

地方公営企業法第3条(経営の基本原則)
「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」

- ・ 財務会計 … 独立採算原則
⇒ 特別会計，企業会計方式，**料金原価主義**
- ・ 経営組織 … 管理者制度
⇒ 特別職4年任期，強力な権限(職員の任免，予算の原案作成，決算の調製，契約の締結，出納その他会計事務，企業管理規程など)

2009/8/24

10

地方公営企業(補足)

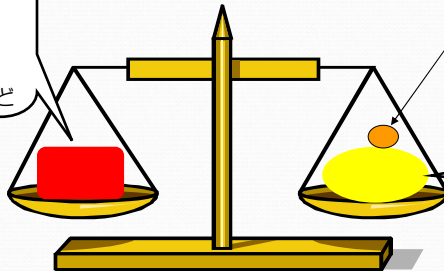
● 料金原価主義

地方公営企業法第21条(料金)

「第2項 料金は、…能率的な経営の下における
適正な原価を基礎とし、…」

原価(費用)

- ・ 人件費
- ・ 物件費
- ・ 減価償却費
- ・ 支払利息 など



一般会計繰入金
(税金の投入)
消防消火栓や雨水処理
に要する経費など

料金

2009/8/24

11

事業内容・規模

＜水道事業＞市民に安全・安心な水道水を安価で安定して供給

＜下水道事業＞市域における浸水対策と良好な水環境の維持・向上

- 取扱量(給水量・流入下水量) * 以下は平成20年度の数値

⇒ 水道事業：約2億1千万 m^3 ，下水道事業：約3億6千万 m^3

- 売上高(水道料金等・下水道使用料等+雨水処理負担金:税抜き額)

⇒ 水道事業：約300億円，下水道事業：約460億円

(施設整備への投資額は、水道事業：約80億円，下水道事業：約160億円)

- お客さま数 ⇒ 水道事業：約74万件，下水道事業：約72万件

- 職員数 ⇒ 水道事業：約850人，下水道事業：約600人

* 市内周辺部・旧京北町……地域水道，特定環境保全公共下水道

2009/8/24

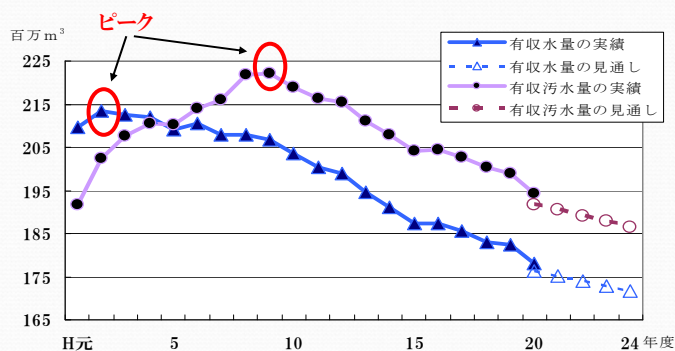
12

水量の推移

平成20年度 (単位: 千m³)

給水量	205,443	浄水場から送り出された水量
有収水量	177,954	水道料金収入の対象となる水量
その他	27,489	水道事業用水、漏水等の水量

流入下水量 = 有収汚水量 + その他(雨水、地下浸入水等の水量)

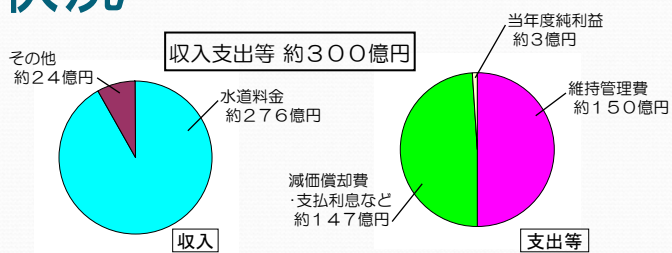


2009/8/24

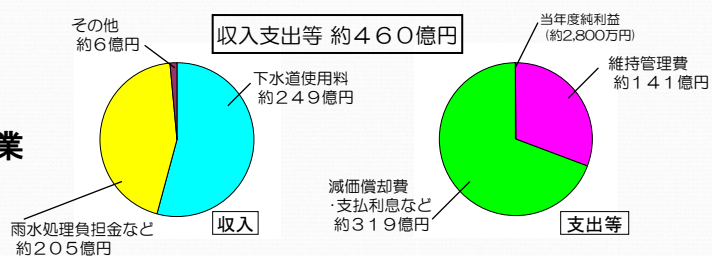
13

収支の状況

水道事業



下水道事業



2009/8/24

14

2 上下水道局における 計画の体系

計画体系図

長期(10年)計画

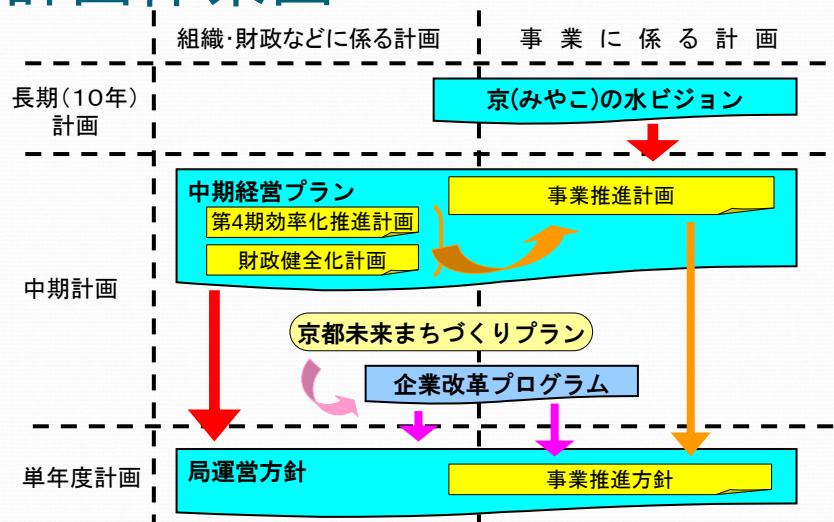
中期計画

単年度計画

2009/8/24

15

計画体系図



2009/8/24

16

長期(10年)計画

○ 京(みやこ)の水ビジョン(平成19年12月策定)

- 京都市水道・下水道マスタープラン*の下、今後10年間に上下水道事業が取り組むべき課題や目標を示したもの
 - * 上下水道事業の施設整備に関する長期構想(期間 平成13~37年度)
- 期間 平成20~29年度
- 基本理念 皆さまの暮らしに安らぎと潤いを
／京の水をあすへつなぐ
- 5つの施策目標 安全・安心, 環境・暮らし,
安定供給・維持向上, サービス, 経営
- 22の重点推進施策

中期計画

- 中期経営プラン(平成19年12月策定)平成20~24年度
 - 京(みやこ)の水ビジョンの実現に向け、事業推進、効率化、財政健全化の3つの計画で構成する、前期5箇年の実施計画
- 企業改革プログラム(平成21年3月策定)平成21~24年度
 - 市民に信頼される上下水道事業の確立を目指し、企業改革に向けた取組と今後継続的に取り組むべき課題を掲げたもの
- 京都未来まちづくりプラン(平成21年1月策定)平成20~23年度
 - 京都市の深刻な財政状況に対応するため、政策推進と行財政改革・創造(市政改革+財政健全化)の取組が一体となったもの

単年度計画(1)

- 局運営方針(毎年5月策定)年度内

- 中期経営プランを着実に推進するため、年々の情勢の変化に対応し、京(みやこ)の水ビジョンに掲げる5つの施策目標の実現に向け、各取組項目の1年間の具体的な事業推進目標を設定し、計画的な事業の進ちょくを図るもの

- *PDCAサイクル

計画を立て、事業を実行し、その実施状況を評価して、評価結果を以降の方針に反映させていくマネジメント手法

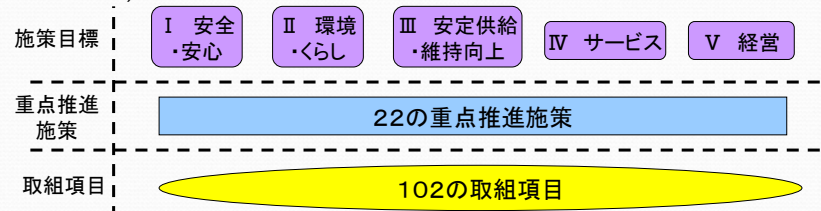


単年度計画(2)

- 事業推進方針(毎年5月策定)年度内

- 中期経営プランの「事業推進計画」に示す平成24年度までの年次計画を着実に推進するための単年度の実施計画。各年度における取組項目に係る事業計画の内容や目標水準を具体的に示しており、経営評価/取組項目評価の対象となるもの

(平成20年度事業)



3 経営評価制度

- (1) 概要
- (2) 経営指標評価
- (3) 取組項目評価

(1) 概要

経緯
位置付け
内容

経緯

- 平成15年度 事務事業評価を開始
 - ・ 「公共性に基づくサービス供給」と「企業の経済性の発揮」の両面から、複数の指標を用いて評価
- 平成17年度 経営評価を開始
 - ・ 業務指標による「経営指標評価」と個々の取組について評価する「取組項目評価」の手法
- 平成18年度 経営評価を改善
 - ・ 「経営指標評価」は財務指標を中心に構成，偏差値による大都市比較，「取組項目評価」は事業推進方針と整合，目標の達成度から5段階評価

2009/8/24

23

位置付け

- 平成19年6月 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例(行政評価条例)施行

第9条(特定分野の評価)

「次の各号に掲げる実施機関は、当該各号に掲げる市政の特定の分野に関する行政評価を当該行政評価の対象の特性に応じ実施するものとする。
(3) 上下水道局長 上下水道事業」

* PDCAサイクル



2009/8/24

24

内容

- **経営指標評価**

- 上下水道事業それぞれの**ガイドライン**に基づく業務指標評価
- 財務指標を中心とした指標による中長期的な経営分析
- 指標値の前年度数値との比較により事業の改善度を確認
- 偏差値による大都市平均との比較

- **取組項目評価**

- 上下水道事業推進方針に掲げる目標の達成度から5段階評価を実施し、達成状況のレベルを明確化
- 取組項目ごとの評価結果を重点推進事業ごとに取りまとめ、経営目標の達成状況を分析することにより体系的に評価

内容(補足)

- **ガイドライン**

- **水道事業ガイドライン**

((社)日本水道協会が、サービスの向上を目標に、客観性と透明性を持って水道事業経営を遂行するために制定：ISO規格の国内規格)

⇒ 水源利用率、人口普及率、経常収支比率、施設利用率など

137指標

- **下水道維持管理サービス向上のためのガイドライン**

((社)日本下水道協会が、維持管理の成果を数値化した業務指標に基づき、業務改善を実施するために制定：ISO規格の国内規格)

⇒ 職員数、水洗化率、施設の耐震化率、経常収支比率など

81指標(2007年版)

内容(イメージ)

財務指標を中心に
用いた経営分析

経営指標評価



京都市上下水道局
マスコットキャラクター
澄都(すみと)くん

取組項目評価

事業推進方針の
取組項目について
達成状況を分析

4月1日

2009/8/24

3月31日

27

(2) 経営指標評価

評価区分

各評価区分の指標

評価結果

2009/8/24

28

評価区分(平成19年度事業)

- ① 収益性 ⇒ 独立採算による経営の状況を把握
- ② 資産・財務 ⇒ 浄水場や配水管，処理場や下水道管など大規模施設の維持に関するデータを把握
- ③ 施設の効率性 ⇒ 施設能力に対する利用状況を把握
- ④ 生産性 ⇒ 職員1人当たりの事業データを把握
- ⑤ 料金・使用料 ⇒ 料金・使用料の水準を把握
- ⑥ 費用 ⇒ 給水・汚水処理 1 m³当たりの費用を把握

各評価区分の指標(水道事業)

① 収益性	経常収支比率，料金回収率，固定資産回転率，繰入金比率(収益的收入分・資本的收入分)
② 資産・財務	企業債償還元金対減価償却費比率，給水収益に対する企業債残高の割合，自己資本構成比率，流動比率
③ 施設の効率性	浄水予備力確保率，施設利用率，施設最大稼働率，固定資産使用効率，有収率
④ 生産性	職員1人当たり給水収益・配水量・メーター数
⑤ 料金・使用料	供給単価，1箇月当たり家庭用料金(10 m ³ ・20 m ³)
⑥ 費用	給水原価(維持管理費・資本費)

各評価区分の指標(下水道事業)

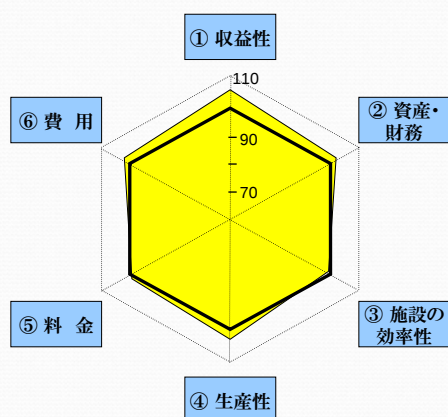
① 収益性	経常収支比率、経費回収率、固定資産回転率、繰入金比率(収益的収入分・資本的収入分)
② 資産・財務	有形固定資産減価償却率、累積欠損金比率、自己資本構成比率、流動比率、固定資産対長期資本比率
③ 施設の効率性	晴天時最大稼働率、1日最大稼働率、固定資産使用効率、有収率
④ 生産性	職員1人当たり使用料収入・総処理水量・有収汚水量
⑤ 料金・使用料	使用料単価、1箇月当たり家庭用使用料(10m ³ ・20m ³)
⑥ 費用	污水处理原価(維持管理費・資本費)

2009/8/24

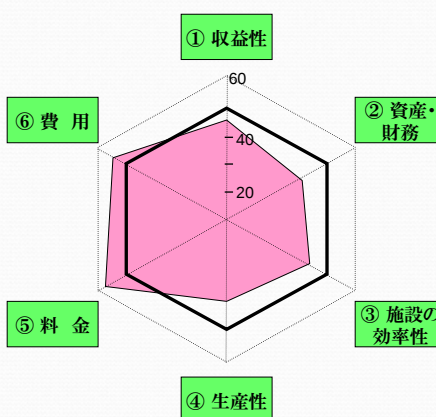
31

評価結果(平成19年度水道事業)

前年度比較(指標値)



他都市比較(偏差値)

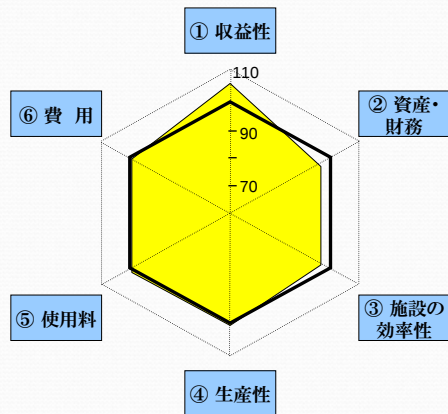


2009/8/24

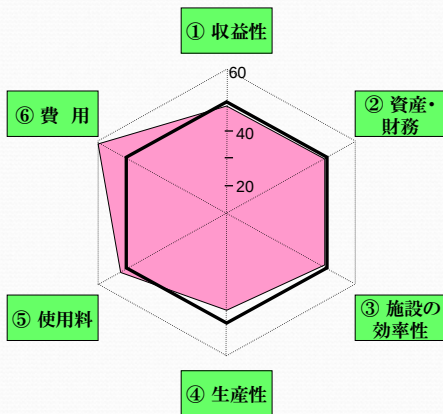
32

評価結果(平成19年度下水道事業)

前年度比較(指標値)



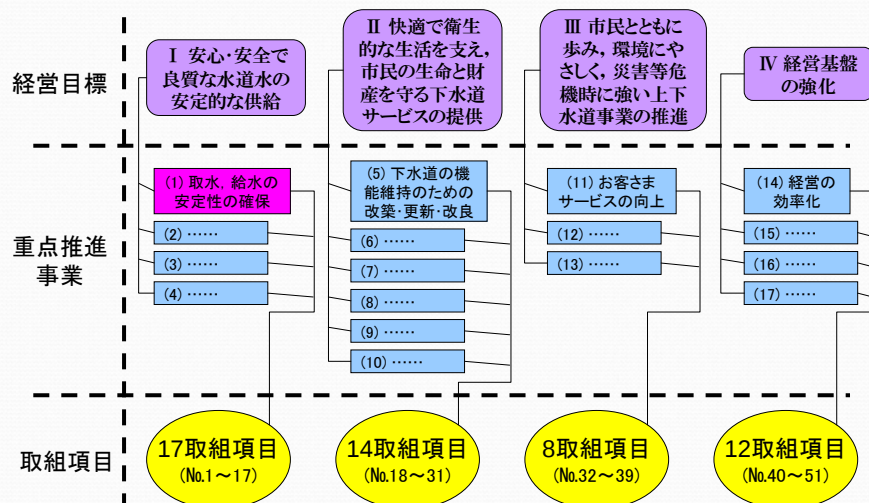
他都市比較(偏差値)



(3) 取組項目評価

事業推進方針
重点推進事業の評価
評価結果

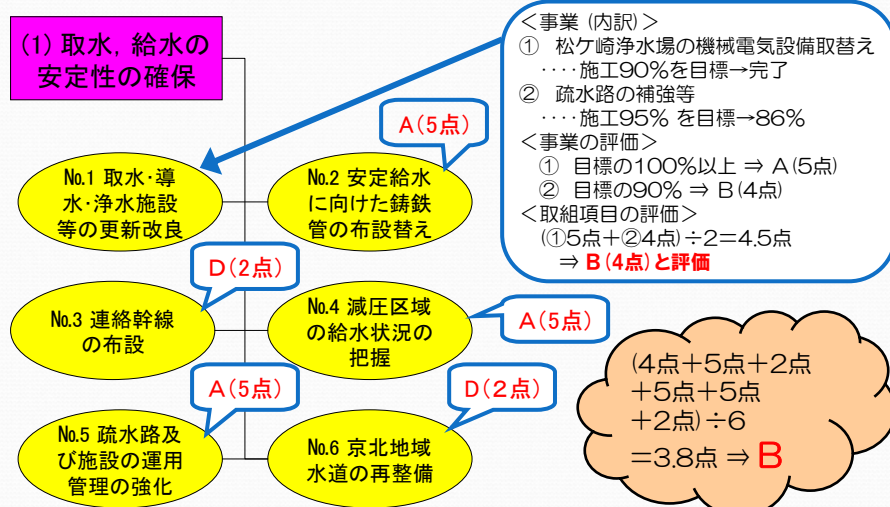
事業推進方針(平成19年度事業)



2009/8/24

35

重点推進事業の評価



2009/8/24

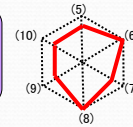
36

評価結果(平成19年度水道事業)

I 安心・安全で
良質な水道水の
安定的な供給

(1) 取水、給水の
安定性の確保

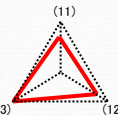
II 快適で衛生
的な生活を支え、
市民の生命と財
産を守る下水道
サービスの提供



(4) 水道未普
及地域の解消

(2) 水道施設
の耐震性向上

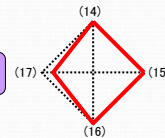
III 市民とともに
歩み、環境にや
さしく、災害等危
機時に強い上下
水道事業の推進



(3) 水質・水圧・
情報など水道
の質的向上

A: 5点, B: 4点,
C: 3点, D: 2点,
E: 1点として表示

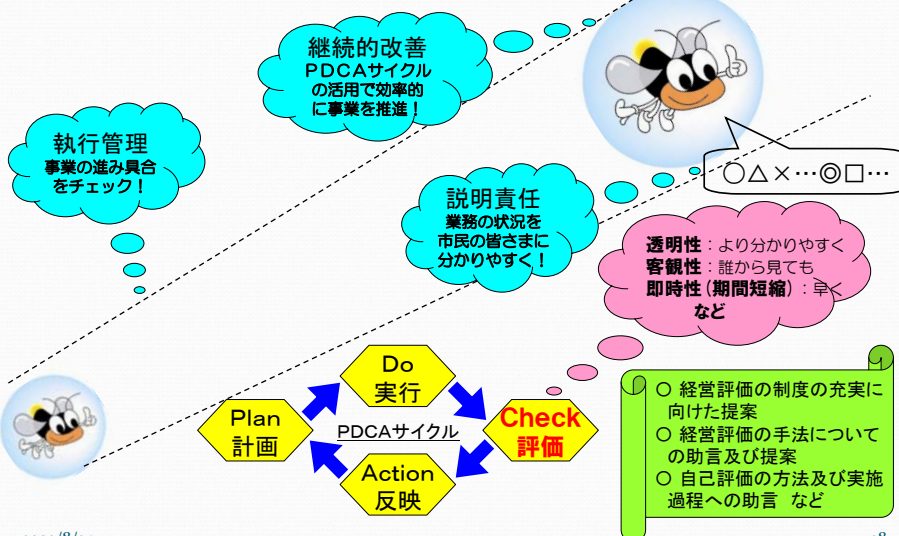
IV 経営基盤
の強化



2009/8/24

37

さいごに…上下水道事業経営評価の成果と課題



2009/8/24

38